法務委員会)

国籍法の一部を改正する法律案(閣法第九号)要旨

本法 案 は、 出 生 後 日 本 玉 民である父に認 知された子の日本の 国 籍 の 取 得 に 関する国 籍 法 の規定 は 部 違 憲

であると の 最 高 裁 判 所判 決 が あっ たことに か んが み、 父母が 婚 姻 をし て い な しし 子に・ も日 本 の 玉 籍 の 取 得 を 可

能 とする等 の 措 置 を 講じようとするもの であ ij そ の 主な内 容 は 次 の とお りで あ

ઢું

一 届出による国籍取得の要件の見直し

日 本 玉 民 から出 生後 に認 知さ れ た子が 届出により日本の国 籍を取得するためには、 父母 の婚姻を要し な

いものとする。

二 罰則の新設

の 届 出をする場合において、 虚偽の届出をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処す

る。

三 経過措置

1 二十歳に達するまでに認知されたが父母が婚姻していなかった者で、 施行日までに国籍取得の届出を

- 1 -

し てい たも のは、 施行日から三年以内に 再度届 け出ることによっ て国籍 を取得できる。 ただし、 当該最

高 裁 判 所判 決 の あっ た 日 の翌日 (平成二十年六月五日) 以 後 に届 出 を した者につい τ は 従 前 の 届 出 の

時にさかのぼって日本の国籍を取得する。

2 二十歳に 達 するまでに 認知 さ れ たが父母が婚姻 してい な かっ た者で、 施 行日までに 国 籍取 得 の 届 出 を

てい ない も のは、 平 成-十五年 月 日以 後に二十歳に 達 U た 者 に 限 ָנו , 二十歳に 達 し た 後 で も 施 行 日

から三年以内に届け出ることによって国籍を取得できる。

四 施行期日

こ の 法 律は、 部を除き、 公 布 の日から起算して二十日を経過 Ū た 日 か ら施行する。